

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名 称 ハヤシ アグロサイエンス株式会社

製造所の
所 在 地 兵庫県赤穂市加里屋 1125 番地

製造所の
名 称 ハヤシ アグロサイエンス株式会社 赤穂工場

許 可 の
区 分 動物用医薬品等取締規則第 11 条第 1 項第 1 号の区分
動物用医薬品等取締規則第 11 条第 1 項第 3 号の区分
動物用医薬品等取締規則第 11 条第 1 項第 4 号の区分

許 可 の
有 効 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の
規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 坂本 哲志